



地方公営企業法を全部適用するポートルース蒲郡

を全部適用した場合、管理者を置くこととされていきますが、条例で定めることで、管理者を置かないことができます。組織として、支障が生じているわけではないので、現体制を維持し、指揮系統及び権限は従来どおりと考えています。

問 専門職員が必要だと考えるが、どのように認識しているか。

答 在籍期間が長い職員は、その人脈等により、業界の情報入手や、営業活動において有利に働くと考えています。しかし、モーターボート競走事業の職種は、必ずしも専門性が高い職種であるとは言い切れません。

そのため、市長部局等との人事交流を踏まえた適材適所による人員配置を考えています。

●本会議での主な論点

賛成 国やポートルース業界からの指導を受けているとともに、ポートルース振興会の助成事業を進めていく上で支援条件を満たすものである。

反対 全部適用によって、利益至上主義となり、青少年や周辺環境への配慮がおろそかになる心配がある。

●霊柩自動車の廃止

(第82号議案)

車両の老朽化及び事務事業の見直しにより、今年度末をもって霊柩自動車を廃止します。

●経済委員会での主な質疑

問 新聞に霊柩自動車廃止の記事が掲載された際の市民の反応はどうか。

答 議案として提出した際に、新聞に記事が掲載された1件の問い合わせがありました。また、28年10月の車両の故障に伴う運行休止時に2件の問い合わせがありました。いずれも状況が



廃止される霊柩自動車

説明し、ご理解をいただきました。

●本会議での主な論点

賛成 霊柩自動車の老朽化に加え、民間事業者が独自にサービスを提供している。行政サービスとしての必要性・有効性・効率性の観点から廃止とする見直しに賛成である。

反対 斎場利用者の約8割が利用している霊柩自動車の廃止は、市民にとって大幅な負担増である。

反対 利用率の高さから霊柩自動車の運行は好評であったといえる。利用料を引き上げてでも車体を更新し、運行を続けるべきである。

●小規模デイサービスが地域密着型へ
(第83号議案)

28年4月1日に介護保険法が改正され、定員18人以下の小規模デイサービスは市町村がサービス事業者を指定する地域密着型サービスに移行しました。そのため、必要な事項を条例に追加します。

●文教委員会での主な質疑

問 4月1日に法改正が行われているが、なぜ条例改正を12月定例会で行うのか。

また、条例改正が遅れることで、利用者と事業者に不利益が生じないか。

答 法律には1年間の経過措置があり、条例の定めがない場合は、国の基準に沿ってサービスを提供することになっています。

そのことにより、利用者、事業者ともに特段の支障は生じていません。

問 設置が義務付けられている運営推進会議とは、どのようなものか。

答 運営推進会議は、事業者がみずから設置します。おおむね6ヵ月に1回、利



用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることで、事業者による利用者の抱え込みを防止し、サービスの質の確保を図るものです。

●本会議での主な論点

賛成 今回の条例改正では、記録の整備について国の基準ではサービス提供の完了日から2年間とするものを、介護報酬内容の適正化及び利用者のサービス向上、安全確保の観点から5年間に延長している。それ以外は国の基準どおりであり、特段の支障がなく、問題はな

いと考える。
反対 蒲郡市民が市外でサービスを受けたり、市外の住